

奨学生募集要項

出願期間 2019年3月1日～4月15日

優秀な学生であって、経済的理由により修学困難な者に対し学資の貸与を行い、もって教育の振興発展に寄与することを目的とします。

一般財団法人 青森県教育厚生会

〒030-0823 青森市橋本1丁目2-25

TEL 017-721-1313 (事業課) FAX 017-723-2267

1. 出願資格

本会会員又は青森県内に5年以上在住する者の子弟であって、かつ、次に該当する者とします。ただし、既に本会の奨学生である者は、除きます。

※子弟とは、子・弟・妹及びその他生計を一にしている被扶養者をいいます。

(1) 大学又は大学院に入学又は在学する者

※通信教育課程及び短期大学は除きます。

(2) 学資の負担が困難と認められる者

(3) 健康上修学に支障がなく、学業優秀な者

・学業優秀な者とは、次のとおりとします。

①大学入学者

卒業高等学校の全履修科目評定が中以上、又は5段階法においては平均3.0以上であること。

②大学又は大学院在学者

当該年次（学年）において必要な所定の単位を取得していること。

2. 奨学金の区分及び貸与期間

(1) 区分

第1種及び第2種ともに在学期間をとおり「1回のみ」の貸与とします。

①第1種奨学金 100万円

②第2種奨学金 80万円

※第1種・第2種の区分は、奨学生選考委員会で決定します。

(2) 貸与期間

奨学生が在学する大学及び大学院の最短修業年限の終期までとします。

3. 出願書類

(1) 奨学生選考願書

(2) 入学又は在学を証する書面

合格通知書又は入学許可証の写し、又は在学証明書

(3) 成績証明書

①大学入学者 出身高等学校長が証明するもの

②大学又は大学院在学者 大学又は大学院の長が証明するもの

(4) 保護者の所得に関する証明書

①前年分の「給与所得の源泉徴収票」の写し、又は市町村発行の所得課税証明書

②生計を一にしている者で保護者以外に給与所得がある場合も同様とします。

(5) 連帯保証人（2名）

①保護者1名

②奨学生と別生計の青森県内在住者1名。ただし、保護者が本会会員の場合は不要です。

※奨学生が次に該当したときは、返還の責を負わなければなりません。

・返還が不能となったとき。

・死亡したとき。

・特別の事情で返還が困難になったとき。

個人番号（マイナンバー）の記載がある書類に関してはお受け取りできませんので、ご注意ください。

4. 出願期間

3月1日から4月15日までとします。(厳守)

5. 奨学生の採用

(1) 採用人員

50名程度

・採用はその年度の予算の範囲で行いますので、採用されない場合があります。

(2) 採用は、奨学生選考委員会の選考を経て決定します。

(3) 採用決定後の提出書類

①奨学金借用証書

②保護者と連帯保証人の印鑑登録証明書

③奨学金に係わる個人情報の取扱いに関する同意書

(4) 奨学金は、5月下旬に保護者名義の金融機関の指定口座に送金します。

6. 奨学金の返還

(1) 奨学生は、次に該当したときは奨学金を返還しなければなりません。

①卒業したとき。

②学業成績又は性向が著しく不良となったとき。

③除籍又は退学となったとき。

(2) 返還方法

(1) の各項に該当したときから起算し、10年の期間において半年賦払い(6月・12月)の方法で返還しなければなりません。また、いつでも全部又は一部を繰上げて返還することができます。

・1回の返還額(返還期間はいずれも10年)

第1種 100万円 50,000円 第2種 80万円 40,000円

(3) 利子

無利子です。ただし、返還を怠ったときは、遅延損害金を徴収します。

7. 返還命令

奨学生が次に該当すると認められるときは、奨学金の全額返還を命じます。

(1) 奨学金を目的以外に使用したとき。

(2) 偽りの申請、届出及びその他不正手段によって奨学金を受けたとき。

(3) 奨学金の返還を払込期日後4ヵ月以上延滞したとき。

8. 他の奨学金との重複

他団体の奨学生となっている方でも出願できます。

奨学金貸与に係わる個人情報の取扱い

一般財団法人 青森県教育厚生会

1. 個人情報の利用目的

本会は、奨学生出願書類による個人情報を次のように利用し、本人の同意を得ることなく第三者に提供しません。

- (1) 奨学生選考審査及び決定
- (2) 奨学金の返還管理
- (3) 下記2に掲げる業務の実施

2. 債権保全についての個人情報の取扱い

本会は、債権保全に関して、借受人（奨学生）の債務不履行の可能性が極めて高い場合、又は借受人及び連帯保証人に債務不履行が発生した場合は、当該借受人及び連帯保証人の個人情報を次のとおり第三者に提供します。

- (1) 提供先
 - ・ 連帯保証人
 - ・ 弁護士及び裁判所
- (2) 提供先における個人情報の利用目的
 - ・ 債権の保全
- (3) 提供される個人情報の内容
 - ・ 氏名、年齢、住所、電話番号等の出願書類に記載されている事項
 - ・ 弁護士及び裁判所等からの債務整理に関して通知された事項